

議案第19号

大網白里市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

大網白里市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

大網白里市長 金坂昌典

大網白里市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

(大網白里市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 大網白里市監査委員に関する条例(昭和53年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(大網白里市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大網白里市病院事業の設置等に関する条例(昭和60年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(大網白里市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 大網白里市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。